



# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 原告意見書を提出 検事意見書も11月末に

No.26

1994.11.25

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿楽町

1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

前号の会報でお知らせしたように、  
さる七月二十七日、小野貞さん外二名  
の遺族が横浜地裁に再審請求を提  
出、第二次再審裁判が開始されました。  
その後、一〇月二六日、原告（申  
立て人）側は「意見書」を提出、  
一方、一二月末には「検事意見書」  
も提出の予定です。

この検事意見書に対する反論か  
ら、実質的な論戦・審理が始まります。  
第二次再審の申し立て人は小野さ  
ん遺族ですが、前からお伝えし  
ているように、この裁判は横浜事件  
全体の虚構性を打ち破る「突破口」  
として位置づけられています。した  
がって、その意味・本質は、第一次  
再審裁判とまったく変わりありませ  
ん。ぜひとも引きつづきご支援をお  
願いします。

❖ 十一月は、支援する会・会費の更  
新時期となります。会費は年間一口  
二〇〇〇円です。ここに振替用紙を  
同封させていただきます。  
どうか、新年度の会費のお振込を  
お願いいたします。

❖ 上の写真のように、「公正な裁判  
を！」の署名活動をすすめています。  
すでに多くの方から署名ずみの  
用紙が送られてきていますが、とく  
に青年劇場の演劇「村井家の人々」  
の公演会場でたくさんの方に署名を  
いただきました。

今後とも署名のいっそうの拡大に  
ご協力をお願いします。

❖ さる五月に開いた集会での奥平康  
弘先生の講演「治安維持法と横浜事  
件」を中心に、同名のブックレット  
を作りました。頒価は五百円です。  
今後の再審支援活動の指針・資料と  
して、どうぞご活用ください。お申  
し込みは事務局まで。

●11月は会費更新の時期です。署名運動とともに  
引き続き、どうか「支援する会」会員に！

# 横浜事件を素材にした演劇 『村井家の人々—日本の言論1994』 観客総数は9,000人

## 「村井家…」を上演して

福島 明夫（青年劇場製作部）

横浜事件・再審裁判を支援する会の皆さんをはじめ、多くの方々のご助力をいただいで、私どもの青年劇場創立三〇周年記念公演「村井家の人々」も約九〇〇〇名の方々にご覧いただくことができました。御礼申し上げます。

作者のふじたあさやさんから「横浜事件を試案にして今日のマスメディアに働く人々を描きたい」という提案があった時に、率直にいつて私たちが横浜事件のことを良く知っていたとは言えません。そこで付け焼き刃のようでしたが、本を読んだりお話を聞いたりしながら劇団での討議を進めました。「五〇年前の出来事で、複雑でわかりにくい事件では？」、「この事件について知らない観客が、『今』の問題として受け止められるのか」などの疑問も出されましたが、現実の政治・社会の動きによって、戦中・戦後史の事実を明らかにすることの必要性がはっきりしてきたように思います。

舞台を作るにあたっては、ビデオ

スクリーンと舞台を同時進行させることや、皇太子結婚のさいのビデオを借りることなどいくつかの問題をクリアしなければなりませんでしたが、後者については、むしろそのことによって今の自主規制の現状を良く知ることができたともいえます。

初日を開けてから、毎日のように赤提灯で観客との交流が続きました。横浜事件のこと、テレビ番組や自主規制の問題、最近の政治・社会のことと話題は尽きません。特に若い人々の中で「横浜事件について知らされていないことを考えさせられ



中央は横浜事件の被害者・村井明彦、その左、孫のTVディレクター、康彦。

た」という声が多く、励まされました。若い世代のほうがテレビ局の現状には諦めが強いのですが、一方また、知らされていないことの重みを痛感したようです。戦後五〇年を迎える今、様々な媒体で日本の戦後史や様々な事件に対する掘り起こしの作業も行われ始めていますが、「知らせる努力」の一助となるような舞台が作ればと、新しい企画に思いをめぐらせているところです。

# 横浜事件被害者の同囚として

杉浦正男

私は横浜事件と同じ時期に、出版工クラブ事件として神奈川県特高に

より検挙され、拷問、長期の警察での留置、一年余の未決ののち、治安維持法違反で懲役三年の刑を受けて下獄、終戦の年十月六日に解放されました。

私たちは治安維持法という、天皇制と独占資本を守り、国民を戦争にかりたてるため、反対するものを一括抹殺するための法律によって罰せられたのです。私たちが何をしようとしたのでしょうか。多くの印刷労働者が集まり、出版工クラブという団体をつくり、今なら誰でもやっている労働組合活動をやっていたため、三十数名が検挙され、拷問によるデッチ上げまでされ、指導者の柴田隆一郎氏が七年の刑（獄死）、二名が三年の刑、一名が執行猶予、他は起訴猶予です。この間をそれぞれの家族は随分苦勞しました。私の妻も子供

を残し、三月十日の大空襲で焼死しました。

ひどい拷問を受けた私たちは、栄養失調になるほど粗末な食事、ガゼのようになりやすいシャツと人絹のジヤンパーのみの寒さ（足袋ははかせない）、不衛生（風呂は週一回）に耐えねばなりません。四五年二月末、他の囚人から柴田氏の獄死を知りました。また横浜事件の和田喜太郎氏の獄死を耳にしました。天皇制警察による虐殺です。

私が未決留置中一つ置いた独房に一人の人がいました。回ってくる何人かの看守が、この人に、正座して真正面を向いてろといっても、この人は従おうとしないようでした。何かという所長を呼んで来いと威張っているようです。手を焼いた看守がある日この人を所長のところに連れて行く姿を「のぞき窓」からみました。背丈の低い、小柄な人でし

た。あとで横浜事件の細川嘉六さんと聞いたのです。戦時下刑務所の中で、デッチ上げをはねのけ、一步も退かず闘っている細川さんを垣間みて、私は思想上の巨人をみた思いでした。

横浜事件は権力のデッチ上げであり、この事件の本質を明らかにし、国の責任を明らかにする中で治安維持法の本質を明らかにすることは、今の時期何よりも大切です。

いま戦前と同じような状況が進んでいます。社会党の変節、安保容認、自衛隊の承認、海外派兵、日の丸・君が代のおしつけの承認。政府はこれらの事実の前に、有事立法の陰謀まで進めつつあります。行きつく所は過去と同じ人民への弾圧法規の策定の陰謀がくることでしょう。私も裁判は起こしていませんが、治安維持法国家賠償同盟に入り闘っています。皆さんのご健闘を心から支

持いたします。

(労働者教育協会理事)



## カンパを寄せられた方々

(敬称略)

- へ八月 小野貞 山室ミナ子 へ九月
- 宮崎公子 大原毬子 関原勇
- 酒井広 香川良成 秋田弘 外山雄
- 三 小平克 小島敏子 百瀬雄彦
- へ二〇月 山本昌子 石尾実 友利
- 恵勇 小野貞 田代チエ子 岡久郁
- 子 「村井家の人々」 観劇者 中西
- 篤 松本幸輝久

# 会員の声

事務局へお寄せくださったお便りを紹介させていた  
だきます(文責||事務局)

## ●小野貞さん、頑張って

第二次再審請求に敢然と立ちあがられた小野貞さんの心意気に心から支援するものです。お体も丈夫ではないお方ですが、事務局の方、弁護団の方がたの支えで、力の限り頑張つて、治維法の下に横暴を振舞った権力への対決には絶対にもんなの力を集めなければなりません。わずかですがここにカンパを同封します。

(宮崎 公子)

## ●「村井家の人々」を観ました

先日青年劇場の「村井家の人々」を観ました。よく芝居に出来るものだナと感心しました。ご苦労が絶えないでしょうが、どうぞ公正な裁判が行われますようお願いしております。

(小山 美智子)

## ●いい芝居でした

先日会議で上京し、是非にもと「村井家の人々」を拝見いたしました。いい芝居で感動しました。署名

を一枚持って帰り、回覧しましたら、一人の人がみな書いてしまつて、私の書く分がなくなりましてが、お送りします。頑張つて下さい。(岡久 郁子)

## ●最後の署名運動です

署名集めました。元の職場都立日比谷図書館と今の職場東京体育館両方の分会にお願い致しました。私の嘱託員生活もあと半年となりました。この署名が最後になりそうです。冤罪デッチ上げは警察の常套手段で、事件があるたびに怒りがこみ上げて参ります。これからも微力ではございますがご協力したいと思えます。よろしくお願いいたします。

(南部 正男)

## ●初めてお会いした方から

署名15名ぶんですが第一回目としてお送り致します。今日初めてお会いした方ですが、横浜事件を全く「知らない」との事ですので、少々

お話し致しました所、早速支援する会にお入り下さると、会費をお預かり致しました。お忙しい方ですが署名用紙もお預かり下さいました。近頃は署名集めもなかなか困難な風潮ですが、多くの方々がご協力下さいます事を願つてやみません。

(斉藤 美智子)

## ●小野康人さんの思い出

良い季節となりました。小林英三郎様のお書きになった「改造社時代の小野康人さん」を拝見し、小野おじ様のことを懐しく思い出しました。貞様のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。(小島 敏子)

## ●泊の「紋左」でも

早速ですが、支援する会から送っていたいただきました署名用紙をコピーして、職場の同僚、それから先日泊事件の舞台となった「紋左」で会議があり、出席者、紋左のおかみさん、従業員の方々にも訴えて署名に協力していただきました。この料亭「紋左」ですが、しおりに泊事件のことが囲みでしっかり紹介してあり、びっくりしました。一部送付します。(小森 修)

## ●署名を送ります

わずかですが署名を集めましたので、お送りいたします。関係される

方々の地道な努力に頭が下がる思いです。皆様ご高齢の人が多いのでお体には十分気をつけて下さい。(実方 義雄)

## ●笹下の住民と再審請求

ようやく秋らしい空気にほっとします。「ささげ」の文字に驚かれたとのこと、しかし、この笹下に住む約五千所帯の人たちの中で、何人にもあなたの感じた「驚き」が伝わることでしようか。私とて、たまたま見た神奈川新聞での「再審請求」の記事と「戦争を語る」つどいのテーマ選びが結びつき、岩橋先生に来て頂いたという偶然がなければ、笹下はまだ自分たちの町名にすぎなかったでしょう。一度知れば、富山への旅行中、「泊」の地名に此所だったかしらと、思いは事件につながるのです。署名用紙を十枚送つて下さい。なるべく笹下の人に話してみます。そうなると、事件について岩橋先生からお聞きした事だけでは自信がありません。適当な図書があれば教えて下さい。(山室 ミナ子)

## ●署名とカンパを送ります

冠省 横浜事件第二次再審の成功を祈ります。事務局の皆様、ひきつづいてご苦労ですがよろしくお願ひいたします。とりあえず署名用紙と

カンパをお送りいたします。

(小平 克)

●公演で初めて知りました

青年劇場の公演で初めて知りました。横浜事件の全容解明を知りたいと思いました。二信。パンフレット等ご送付ありがとうございます。

「真実は一つであり、不変である。なにが真実であるかを見極めることこそ、裁判の本質ではなからうか」という小野貞さんの叫びが心に響きます。法学部出身であり、マスコミにいた小生として心の痛みは消える事はないでしょう。小野さん始め再審裁判にたずさわる人達の健勝を祈ってやみません。

(酒井 広)

●再審開始を願って

横浜事件再審査の開始を願って、カンパします。

(香川 良成)

●細川論文を読みたい

「村井家の人々」を見て、事件の深さに気付きました。入会します。今を考えるために、細川論文を読みたい思っております。

(高武 淳夫)

●署名用紙を送って下さい

目下年金生活者で、わずかの金額で心苦しいのですが、悪しからず。せめて少しでも宣伝と署名集めに挑戦してみたいので、署名用紙(コピーして使ってよければ一枚でも結構

です)、振込通知票、宣伝用資料や「入会のすすめ」などありましたら送って下さい。

(百瀬 雄彦)

●原稿料をカンパに

窓友新聞から原稿料をもらいましたのでカンパいたします。

(小野 貞)

●ご成功を祈ります

支援する会については前々より存じ上げておりましたが、日本不在が多く入会する機会を失っておりまして。このたび入会したく年会費を送らせて戴きます。ご成功をお祈りしております。

(山崎 宣子)

●小野貞さんによろしく

署名をお送りいたします。小野貞様にお元気で、とよろしくお伝え下さいませ。

(中村 智子)

●署名を送ります

署名もう少し集まると思っています。でまともになりましたらまた送ります。会費払ってあるかわからなくなっています。滞納になっていれば振込み用紙を次回の会報の時に送って下さい。小野さんお身を大切に。

(小木 宏)

●署名を送ります

署名をお送りします。まだ出来ませんから、またお送り下さい。

(宮古とく子)

●「村井家の人々」に感激

署名お送りします。間に合いますか? 先日「村井家の人々」を見させていただきました。とてもよく出来たお芝居で、感激いたしました。

(伊藤 千里)

●国の戦争責任を追及するために

日頃のご健闘に深く敬意を表します。戦後も五十年になるといのに従軍慰安婦への賠償にせよ、原爆被害者への補償にせよ、国家はつねに逃げ腰です。横浜事件の再審却下も同様です。要するにあの戦争そのものに對する国としての本質的な反省を欠いたまま、半世紀が過ぎてしまった、それを国民が許してしまつたところに根本原因があると思

います。戦中世代の一人として自省しています。第二次再審請求の署名、取敢えずお送りします。会費滞納しているかも知れません。同封しますのでよろしくお取計らい下さい。

(秋田 弘)

●一日も早い再審を

ようやく涼しくなつてまいりました。大変遅くなりましたが署名をお送り致します。一日も早く再審になりますようお祈り致します。ありあわせの切手少々同封させていただきます。

(田代チエ子)

●署名を送ります

遅くなりました。署名お送り致します。よろしくお願ひ申し上げます。

(関口 澄子)

●NHKのニュースを見ました

会報25号ありがとうございます。再審請求署名がまとまりましたので同封申し上げます。どうかよろしく、今度こそ道のひらけることを期待しております。昨夜(注。九月二〇日夜七時)のNHKテレビのニュース、拝見しました。

(渡辺 義夫)

●再審を勝利しよう

第二次再審請求の勝利をなんとしても勝ちとりましょう。会費とカンパ送ります。

(石尾 実)

●署名を送ります

取り急ぎ署名をお送りいたします。残暑いっそうの折ご自愛をお願い申し上げます。

(石沢 太穂)

●横浜事件再審とマスコミ批判

再審請求の署名お送り致します。

「村井家の人々」をみました。事件に忠実に、大変よい出来だったと思います。結末の場面でビデオ撮りをしていながら放映中止となったこと、これこそが、現在の日本のマスコミの権力に対する弱点というか、限界というか、そういうことだろ



うと思います。しかし戦後五〇年を目前にして、あらゆる手掛かりを活用して突破口を開き、日本の人権と民主主義の確立のために、闘っていかねばならないことは、現実的な問題です。今後大きいがんばりましょう。

(三渡 章高)

●一人の生命を大切に——  
村井家の人々をみて、署名を集めさせていただきましたので同封いたします。人間として自然な振舞いの中から、正義が愛の行いにかえられる様に活動してゆきたいと思っております。一人一人の生命が大切にされる世の中作りを願っています。

(山本 昌子)

●署名を送ります——  
遅くなりましたが署名をお送りします。(三省堂労組)

●分かりやすかった「村井家……」署名お送りします。「村井家の人々」、分かりやすく、よくまとまっていたと思います。小野貞さんのお体、その後いかがでしょうか？事務局の皆様、いつも大変ですね。

(上島 佳子)

●署名とカンパを送ります——  
署名用紙がなくなりました。現金をお送りします。未納分の会費と残額はカンパにして下さい。健闘を祈

ります。

(中西 篤)

\* \* \*

### 事務局だより

○ページにもふれましたが、裁判所は、十一月一杯に検察側意見書を提出するよう求め、それが提出された後、弁護側にその反論を求めるということになりそうです。従って、裁判所側の動きは実際は年明けからと思われれます。その動きにあわせて、再審裁判支持の署名用紙を裁判所へ提出することが、いま非常に重要となってきました。署名簿の第一次提出は十二月十日ごろにしたいと考えています。

○署名用紙の提出は第二次、第三次とつづけていくことが何よりも重要です。ので、集り次第、事務局へお届け下さるようお願いいたします。

○青年劇場の第62回公演「村井家の人々——日本の言論一九九四」が、さる九月十四日の朝日生命ホールを皮切りに、各地で三十日まで上演されました。横浜事件と現代日本のマスコミ状況とを結びつけた注目の公演でしたので、新聞各紙も大きく取

り上げ、NHKの午後七時のニュースでも五分以上の報道がありました。そのこともあってか、九〇〇〇人もの人々が観劇されたそうです。

○原告団の方々の中では、気賀すみさん、小林英三郎さんが九月二十二日に観劇され、小野貞さん、青山房子さんらのご健康のことでもあって観劇は断念されました。

○青年劇場のご好意により、各劇場では横浜事件の関連書籍が販売され、署名用紙が置かれました。そのなかで、一〇〇〇人もの第二次再審支持署名を得ることができました。その上さらに、会場から署名用紙を持ち帰られた方々が、励ましのお便りなどを添えて集めた署名を事務局へ届けて下さっています。

○「村井家の人々」を観劇して横浜事件再審請求のを知り、カンパを送って下さる方や新たに支援する会に入会申込みをして下さる方があって、事務局へお便りが届いています。そのお便りを、「会員の声」覧に紹介させていただきました。

○青年劇場の亀井幸代さんは、書籍の取扱いやら、会場での署名の呼びかけ、さらには、青年劇場に直接届いた署名を次々と事務局の方へ送り届けて下さるなど、多方面のご協力

を惜しまれませんでした。亀井さんにはこの欄を借りて御礼を申し上げます。

○十一月一日から支援する会は第十期を迎え、新しい会期となりました。この間、新しい会員を迎えることもできましたが、会費更新の手続きはなかなかスムーズにいかっていません。ぜひとも更新の手続きをよろしくお願いいたします。すでに前納されている方を除き、会報をお送りする際に振替用紙を同封し、それをもって会費の請求とさせていただきます。

### 入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641  
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店  
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」

